



広

報

2012  
1月号

No.569

あ

い

づ

ば

ん

げ



# つくしんぼ教室 クリスマス会

## 【今月の内容】

- 新年のごあいさつ…………… 2～3
- 日本経済の「いま」を教えてください…………… 4～5
- 町県民税・所得税申告相談が始まります…………… 6～7
- 長井浄化センターが落成しました…………… 8
- 会津坂下町議会議員選挙…………… 9
- 農地パトロールから建議まで…………… 10
- 町史編さんだより…………… 11
- 食育だより…………… 12

- 図書室だより…………… 13
- まちの話題…………… 14～15
- お知らせ information…………… 16～19
- 私たちの学校（稲刈り寄席 坂下小5年生）…………… 20
- 東松峠ウォーキング大会、戸籍の窓口…………… 21
- 健康づくり・すこやか…………… 22～23
- 裏表紙（つくしんぼ教室クリスマス会）

# 風土に根ざした復興と再生を目指して



明けましておめでとございます。輝かしい年の初めに当たり、町民の皆様のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

昨年三月十一日に発生しました東日本大震災は未曾有の災害となり、不慮にして亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。また、町や被災された方々に対し、多くの皆様から心温まるご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。津波による甚大な被害を被った岩手県、宮城県では復興の動きが始まり、一筋の希望の光が見えてきたように感じられますが、ここ福島県では原発事故の

影響が今だ収束せず、放射能の不安から抜け出せない状況にあります。本町の農業や商工業にも大きな影響が出てきておりますので、情報収集に加え、事態が長期化した場合への対応を確実に行ないながら、町民の不安解消に努めてまいりたいと思えます。

さらに、昨年七月二十八日からの豪雨により、本町西部地域を中心に、床上・床下浸水、道路、農地等に甚大な被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、只見川の増水により人命の安全確保のため避難勧告を発令させていただきました。ご協力いただきました皆様に感謝を申し上げます。現在、関係機関とともに被害の実態把握、応急普及作業を行っており、今後、本復旧に向けて作業を進めてまいりますので、ご不便おかけしま

すがご理解とご協力をお願いいたします。

まず、この度の災害からの復興と再生について申し上げたいと思います。今も、私たちは見えない放射能汚染の不安とその風評被害に苦しめられております。おそらく、福島県において、原子力発電所をこれからも容認することは考えられないと思います。私は、この度の経験から、原発事故によって傷ついた福島県を、



その復興と再生のために「自然エネルギー特区」として認定し、自然エネルギーの可能性を多面的かつ実践的に調査・研究する場所として整備していくことを提案していきたいと考えております。特に、浜通り・中通り地方は震災や原発事故等の影響で、自然環境の活用が困難な状況にありますので、会津地方をその受け皿として整備していくことが必要であるとあります。豊かな自然環境を活かし、会津地方の風土に根ざした、

地熱発電や小水力発電、木質バイオマスなど、豊富な資源を活かした自然エネルギーの普及を進めてまいりたいと考えております。また、「会津大学」等の研究機関を活用し、スマートタウンの実証事業をはじめとしたスマートグリッドなどの研究により、新たな産業と雇用の創出を目指してまいりたいと思います。

次に、子育てへの支援について申し上げます。出生数の減少、核家族化、地域との関係の希薄化、女性の社会参加による保育ニーズの増大など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに

ついて精神的・経済的不安が増大しております。今必要とされておりますのは、未来を担う子どもたちへの支援であり、子どもを育む環境をより良いものとするため、子どもと家庭を地域や社会全体で支援して行くことだと思えます。町としては、幼稚園、保育所の保育料の無料化や軽減を図っております。更に延長保育の充実等支援してまいりたいと思えます。



次に、教育施設の整備について申し上げます。今年には中学校統合の年になります。現在、第二中学校を統合中学校として使用するための準備

として、体育館、武道場等の建設を進めております。また、通学の足として、新たなバス路線の新設につきましても、現在、検討を進めております。統合されますと、会津西部を代表する中学校になりますので、環境整備と併せて充実させてまいりたいと思えます。また、平成二十五年四月には、第二次の幼稚園・小学校の統合を控えております。今年には、



新たな小学校として使用する第一中学校の改修や、新たな幼稚園の建設にも取り組んで行かなければなりません。町の教育基本理念であります



「生きる喜びを育む教育」を高く掲げ、子どもたちの教育内容の充実・発展に寄与するために、幼稚園・小学校・中学校を新しく開園・開校してまいりたいと思えます。震災後の子どもたちの内面と未来を考えますと、私たちの責務と役割は大きなものがあります。子どもたち一人ひとりの現実から目をそらすことなく、真摯に教育問題の解決に取り組んでまいりたいと思えます。

東日本震災や新潟・福島豪雨災害で家庭や地域の絆など多くの人々が絆の大切さを実感されたと思いま

す。第五次会津坂下町振興計画の基本構想では、それらを大きな絆で結べる町にすることを理念と定めました。策定に係りました創造委員会の皆様に敬意を表しますと共に、地域づくりの中でその実現を図ってまいりたいと思えます。

原子力に依存しない、安全・安心な誇りあるふるさとの再生を目指して、町民の皆様とともに、今後も歩んで参りたいと考えておりますので、更なるご支援・ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

会津坂下町長

竹内 昶俊



平成24年

経済センサス

活動調査

# を教えてください

## 経済センサスってなに？

経済センサスとは「経済に関する国勢調査」です。会社やお店など、全国すべての企業・すべての事業所を対象とした調査です。

これまでも、工業統計調査などの様々な調査が行われてきましたが、今回、いくつかの調査を廃止・中止し、経済センサスにまとめました。

この調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で把握する唯一の調査です。また、今回の調査は、経済活動への震災の影響を産業別、地域別に把握できる唯一の統計調査であり、調査結果は、今後の復興の状況を確認するための貴重な資料となります。

## 調査の期日

平成24年2月1日現在で実施します。

## 調査の対象

全国すべての事業所が対象です。  
(個人事業所も対象です。)



## 調査の内容

事業所の開設時期や、働いている人の数、主な事業の内容、売り上げなどをお聞きします。

## 調査結果はこのように利用されます

- (1) 国内総生産（GDP）、都道府県民所得等の推計に利用されます。
- (2) 地方消費税を都道府県や市区町村に交付する際に利用されます。
- (3) 地域の産業振興や商店街活性化のための施策に利用されます。
- (4) その他、いろいろな施策のための基礎資料として活用されます。





# 日本経済の「いま」

## 調査の方法

調査は①調査員による調査と②国・県による調査の2つの方法で行います。

基本的には①調査員による調査で行いますが、支社等を有する企業、一定規模以上の製造業の事業所などは②国・県による調査を行います。



### ①調査員による調査

平成24年1月末までに、調査員証を身に着けた調査員が「調査票」を配布し、平成24年2月1日以降に調査員が直接回収に伺います。



### ②国・県による調査

平成24年1月末までに、郵送で「調査票」をお届けし、平成24年2月1日以降に郵送またはインターネットで回答していただきます。

## この調査には報告の義務があります

この調査は、「統計法」という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。

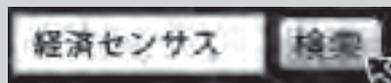
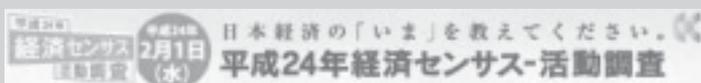
この法律では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。



## 総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

経済センサス-活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。



<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

# 平成24年 町県民税・所得税申告相談が始まります ～申告期限は3月15日(木)です～

申告に必要な書類の準備はもうお済みですか？

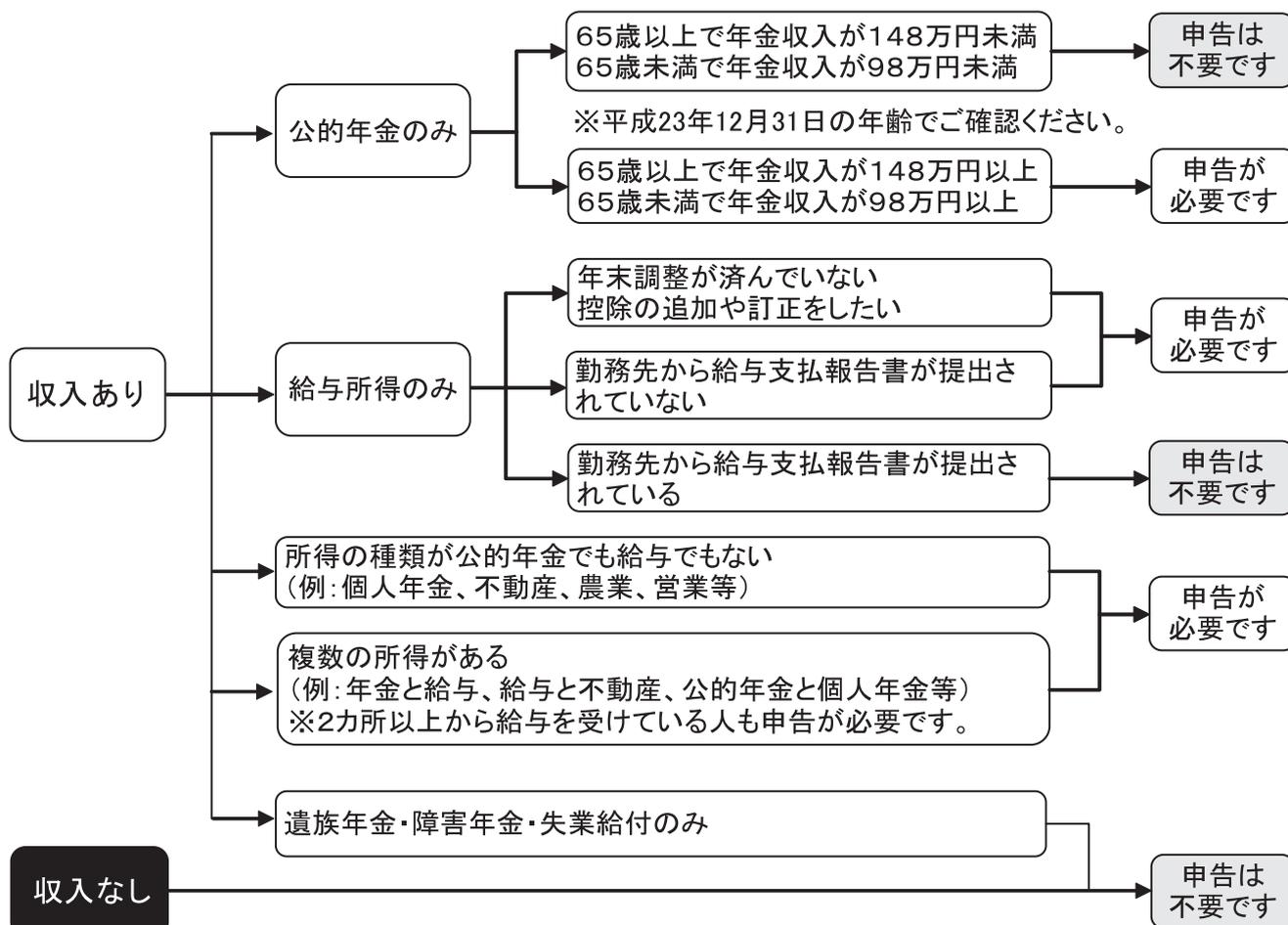
申告の相談が2月15日から各地区公民館等で始まります。この申告は、昨年1年間の収入を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税などの課税の基礎となる大切なものです。忘れずに申告をしてください。

## 申告時に必要なもの

- 通帳用印鑑及び通帳（口座番号のメモでも結構です）
- 所得金額を証明する書類（源泉徴収票（コピー不可）、支払調書、収支計算書等）  
※農業・事業収支は帳簿等にまとめておいてください。領収書等の持参だけでは受付できません。
- 公的年金保険料の領収書又は支払額が確認できるもの
- 医療費等控除用の領収書（医療費控除をする方のみ。確認後お返しします。）
- 介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けている方で「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けた方は認定書（障がい者控除の対象になります）詳しくは 役場保険年金班 電話84-1513 まで
- その他申告内容に応じて必要な書類（各種保険料控除用の支払証明書等）

## 申告が必要な人 ～チェックしてみましょう～

Q：平成23年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



### ★ご注意ください★

- ・扶養親族やその他所得控除の適用状況によって申告不要となる場合があります。
- ・所得証明書等が必要な人、保育所入所、国民健康保険税等の決定を受けるため申告が必要になる場合があります。

### ▼問い合わせ先

税務管理班(1階右側◎番窓口) TEL 84-1502 会津若松税務署 TEL 27-4311

# 平成24年 申告相談日程表【受付時間】

午前部 午前8時30分～11時30分まで  
午後部 午後1時～4時まで

月	日	曜日	申告相談会場	午前部	午後部	
2月	15	水	八幡公民館	塔寺	塔寺	
	16	木	八幡公民館	気多宮・大沢・平井	塔寺二区・朝立・和泉	
	17	金	高寺公民館	片門・洲走	窪倉・舟渡	
	18	土	休日			
	19	日	休日			
	20	月	高寺公民館	窪・赤城新田・杉山	天屋・本名	
	21	火	川西公民館	見明・津尻	宇内	
	22	水	川西公民館	長井	大上・袋原	
	23	木	広瀬公民館	立川・御池田・西青津	青木	
	24	金	広瀬公民館	青津・三谷・下政所	沼越・五香	
	25	土	休日			
	26	日	休日			
	27	月	若宮公民館	牛沢	牛沢・蛭川	
	28	火	若宮公民館	勝方・大村	矢ノ目・上金沢	
	29	水	若宮公民館	樋渡・大江・沖・水島	金沢・上新田・中新田	
3月	1	木	金上公民館	福原・上開津・中開津	金上・樋口分・太田谷地・新開津	
	2	金	金上公民館	村田・村田新田・履形	海老沢・細工名・束原・新村	
	3	土	休日			
	4	日	休日			
	5	月	中央公民館	緑町・杉・船窪	中政所・和泉川原	
	6	火	中央公民館	諏訪町	中村・原・羽林	
	7	水	中央公民館	上町・小原	新館・八日沢	
	8	木	中央公民館	古坂下	古坂下	
	9	金	中央公民館	桜木町	新栄町	
	10	土	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし	
	11	日	中央公民館	地区指定なし	地区指定なし	
	12	月	中央公民館	新富町	茶屋町	
	13	火	中央公民館	新町	新町	
	14	水	中央公民館	本町・鉄砲町	柳町	
	15	木	中央公民館	橋本・仲町	地区指定なし	

☆ 役場での受付はしていませんので申告会場へお越しください。

☆ 申告会場は非常に混雑するため、特定の日に集中しないよう地区を指定しています。指定地区以外の方も受け付けますが、出来るだけ指定日に申告されるようお願いいたします。

☆ 中央公民館では「指定地区」「地区以外」に分けて受付していますが、混雑時は「指定地区」優先となりますので、あらかじめご了承ください。なお、3月10日(土)、11日(日)、15日(木)午後には地区の指定はありません。

## e-Tax (電子申告) の講習会を開きます

3月5日～3月15日の11日間、中央公民館でe-Taxの講習会を開いています。上記の受付時間中であれば、いつでも講習を受けられますのでお気軽にご利用ください。講習を受けながら申告書の作成・送付までできるため大変便利です。

☆ 必要な物:住民基本台帳カード(有効な公的個人認証が格納されているもの)

\* カードの取得は、申請から1～2週間かかるのでお早めにお手続きください。

\* カードの詳細については、戸籍環境班(84-1500)にお問い合わせください。

今回初めて電子申告をする方は、**最高4000円の税額控除**が受けられます。